

VIII 学校におけるいじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「都城市立高城小学校いじめ防止基本方針」は、児童生徒の尊厳を保持する目的のため、国・県・市町村・地域住民・家族その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの未然防止やいじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

もくじ

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	77
2	いじめの防止等に関する基本的考え方	77
(1)	いじめの防止や早期発見	77
(2)	いじめへの対処	77
(3)	地域・家庭・関係機関との連携	77
第2	学校におけるいじめの防止等に関する事項	
1	いじめの防止等の対策のための組織	78
2	児童が主体となったいじめの防止等の取組の推進	78
3	いじめ防止等に関する措置	78
(1)	アンケート調査や教育相談の実施	78
(2)	いじめの発見や通報を受けた場合の組織的対応	79
(3)	学校を離れた場所での教育活動における指導の充実	80
(4)	加害者や傍観者に対する支援	80
(5)	いじめの解消となる二つの要件	81
4	その他の留意事項	
(1)	校長のリーダーシップによる対応	81
(2)	道徳教育や人権教育の充実	81
(3)	インターネット上のいじめへの対策	81
(4)	SCやSSW等の専門家の積極的な活用	82
(5)	校内の相談窓口の設置	82
(6)	都城市ならではの取組の充実	83
5	重大事態への対処	
(1)	重大事態への意味や具体例	83
(2)	重大事態への対処	83
第3	その他の事項	
1	基本方針の点検と必要に応じた見直し	83
2	ホームページ等での公開	83

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図る取組に努める。
- いじめを受けている児童をしっかりと守る。
- いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨む。
- 本校からのいじめの一掃を目指す。

(1) いじめの防止や早期発見

いじめの防止については、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要である。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てる。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の基本である。そのため、日頃から、児童の言動に留意し、何らかのいじめのサインを見逃さないようにする。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等によりいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守り、早期発見に努める。

(2) いじめへの対処

いじめを発見したり、いじめがあることが確認されたりしたときは、その解決に向けて、特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対処する。

いじめを受けた児童の苦痛を取り除くこと、いじめを知らせてきた児童の安全を確保することを最優先し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で迅速に適切に指導を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。

(3) 地域・家庭・関係機関との連携

児童の健やかな成長を促すため、地域・家庭との連携を図る。いじめの問題についても、学校運営協議会を活用したり、PTAや地域の関係団体等と協議する機会を設けたりする等、連携した対策を講じる。また、いじめの問題への対応において関係機関との適切な連携を行うために、平素から情報共有体制を構築していく。

第2 学校におけるいじめの防止等に関する事項

1 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「ハートフル委員会」を設置する。なお、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は、緊急に開催することとする。

【ハートフル委員会の構成員】

<通常>：全職員

<緊急時>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、関係教諭、その他

【ハートフル委員会における活動内容】

- 本校の「いじめ防止基本方針」作成及び見直し
- ハートフル委員会の年間の企画及び実施
- 校内研修会の企画及び実施
- 調査結果、報告等の情報の整理及び分析
- いじめが疑われる案件の事実確認及び対応方針の決定
- 要配慮児童への支援方針の決定

2 児童が主体となったいじめの防止等の取組の推進

望ましい人間関係づくりを築くために、年間を通じて児童が主体となって取り組む活動を計画及び推進する。また、道徳科の授業や学級活動の話合い、児童集会等を通して、教育活動全体の中で「いじめは許されない」という児童の人権感覚意識を学校全体で高めていく。

- 縦割り清掃活動の実施
- ボランティア活動の推進
- 道徳科の授業の充実
- 学級活動の話合いの実施
- 児童集会委員会が中心となって行う人権集会の実施
- 運動会実行委員会が中心となって運営する運動会の実施

3 いじめの防止等に関する措置

(1) アンケート調査や教育相談の実施

ア いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象にアンケート調査を行う。その後、教育相談週間を設定し、アンケートを基に教育相談を実施する。

- 学校独自のアンケート及び教育相談週間の実施（5月～3月）
- 県下一斉のアンケート及び教育相談週間の実施

イ 上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、下記の機会で教職員間の共有を図る。

- 毎月実施するハートフル委員会での情報の共有
- 進級時の情報の確実な引き継ぎ

(2) いじめの発見や通報を受けた場合の組織的対応

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせる。
- いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
- いじめの事実について管理職及び生徒指導主事に速やかに通報する。

イ 情報の共有

- アの情報を受けた生徒指導主事等は、管理職の指示の下、ハートフル委員会を緊急に開催する。そして、職員へ報告し、情報の共有化を図る。

ウ 事実関係についての調査

- ハートフル委員会の中で調査の方針を決定する。
- 調査により重大事態であると判断された場合は、校長が教育委員会へ直ちに報告する。
- 児童及び教職員の聴き取りに当たっては、生徒指導主事の他、児童が話をしやすい職員を選任する。
- 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行う。この場合、質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置く。そして、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることにも留意する。

エ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談する。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時、ハートフル委員会で決定する。
- 事実関係が把握された時点で、ハートフル委員会において、指導及び支援の方針を決定する。
- ハートフル委員会や学年職員と連携して組織的な対応に努める。
- いじめられた児童とその保護者への支援に当たっては、以下の点に留意して対処する。

いじめられた児童とその保護者への支援

【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していく。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

【いじめられた児童の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

オ 関係機関への報告

- 校長は教育委員会への報告を速やかに行う。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には警察へ通報し、警察と連携して対応する。

カ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。

(3) 学校を離れた場所での教育活動における指導の充実

学校を離れた場所で教育活動を行う場合、次のように行う。

- 事前の指導を徹底する。
- いじめに関するチェックシートや情報を活用し、いじめの未然防止に努める。

(4) 加害者や傍観者に対する支援

加害者（いじめた児童）とその保護者への支援、又、傍観者（いじめを見ていた又は見て見ぬふりをしてきた児童）への支援に当たっては、以下の点に留意して対処する。

いじめた児童とその保護者への支援

【いじめた児童への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた児童の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う

【いじめた児童の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・児童や保護者の心情に配慮する
- ・いじめた児童の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要な場合には、中立、公平性を大切に対応する。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

見ていた児童又は見て見ぬふりをしていたその児童への支援

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していく。

- ・ 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める
- ・ 自分の問題として捉えさせる
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める

(5) いじめの解消となる二つの要件

いじめは、謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。しかし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

要件1：いじめに係る行為が止んでいること

<留意点>

- いじめられた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。
- いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育員委員会又はハートフル委員会等の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

要件2：いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないこと

<留意点>

- いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめられた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- いじめられた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

4 その他の留意事項

(1) 校長のリーダーシップによる対応

校長は、リーダーシップを発揮し、いじめ防止等に関する取組を組織的・計画的に行えるよう必要な指導・助言を行う。また、全校集会等でいじめ問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成する。

(2) 道徳教育や人権教育の充実

いじめは絶対に許されないという人権感覚を養い、望ましい人間関係を築くために道徳教育や人権教育を次のように行っていく。

- ・ 道徳教育の要である道徳科の授業の充実
- ・ 人権週間を設け、人権集会及び人権に関する授業の実施
- ・ あいさつ運動、ボランティア活動等の実施
- ・ 読書の時間を設け、児童自らによる読書活動及び読み聞かせの実施（PTA、教職員）

(3) インターネット上のいじめへの対策

ア インターネット上のいじめとは

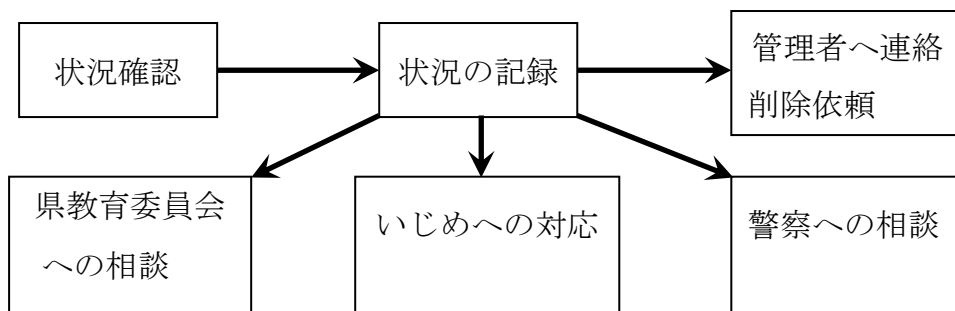
文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載するなどネットいじめであり、犯罪行為に当たる。

イ インターネット上のいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなど家庭のルールについて、保護者への啓発を図る。
- 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図る。
- 児童を対象とした非行防止教室等で、ネット社会についての講話（防犯）を実施する。
- インターネット利用に関する職員研修を実施する。

ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努める。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

(4) SCやSSW等の専門家の積極的な活用

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていく。

① 教育委員会との連携

- ・ 関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

② 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係との連携

- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用（教育委員会への依頼）
- ・ 心のケア
- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での児童の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療、指導・助言

(5) 校内の相談窓口の設置

いじめについてのアンケート調査や担任による教育相談を月ごとに行っていくが、児童が日頃より相談しやすいように窓口を設置する。そして、その得た情報を職員で共有し、いじめの未然防止や対策につなげられるようにする。

○ 校内の相談窓口

- ・ 担任
- ・ 学年主任
- ・ 生徒指導主事
- ・ 養護教諭 など
- ・ 場合によっては、SCやSSWに依頼する。

(6) 都城市ならではの取組の充実

- ・ 命の大切さを考える日の設定
- ・ 高城地区人権教育研修会の実施（今年度は、11月に実施）

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味や具体例

重大事態とは、「一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することと余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。

○ 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合の具体例

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 など

○ 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・ 一定期間、連続して欠席している場合（学校の判断により迅速に調査へ着手）

(2) 重大事態への対処

- いじめ事案が上記の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が教育委員会に報告するとともに、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。
- 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

第3 その他の事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県、市の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。

2 ホームページ等での公開

学校のいじめ防止対策基本方針について、ホームページ上で公表する。

